

令和7年 第7回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和7年7月25日(金)

令和7年 第7回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和7年7月25日(金)	開催場所	上里町役場4階協議会室
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時50分
議長	坂本俊雄	議事参与者	なし
出席した事務局職員	事務局長:間々田亮 事務局:大塚義晴、長谷川美雪	書記	事務局 長谷川美雪

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本俊雄	○	—	金井栄	○
会長代理	小林進	○	—	高野保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉和宏	○
2	荻野好雄	○	—	柴崎久男	×
3	坂本茂	○	—	関根秀樹	○
4	山下登	○	—	清水忠之	○
5	森島了	○	—	尾崎保幸	○
6	菊地宏利	○	—	飯塚昭	○
7	須田和弘	○	—	清水福次	○
8	小暮和利	×	—	松下守	○
9	欠番		—	松本康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畠光男	○
11	小暮辰雄	○	—	関口博孝	○
12	飯塚豊	○			

会議進行状況

〔開 会〕	事務局長	ただいまの出席委員は農業委員 12名、推進委員 12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について	議長	日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号 5番 森島 了 委員 議席番号 6番 菊地 宏利 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 にお願いします。
日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定によ る許可申請について	議長	日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番及び2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局	農地法第3条の説明をさせていただきます。 1番、譲受人 上里町○○○△△△△△ ○○○○氏、譲渡人 熊谷市○○△△△○○ 相続財産清算人弁護士○○○○氏です。土地の所在は大字○○○○○△△△△△ 地目は台帳、現況とも田、面積は485 m ² 、居住地から1,100mです。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積28,869 m ² 、うち自作が2,830 m ² 。借受地は26,039 m ² 、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は3名、機械につきましてはトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台所有しております。作付けは米麦、野菜です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は61歳の農家の方です。以前から管理していた農地の所有者が亡くなられたことにより、選任されていた相続財産清算人弁護士から売買の話を受けて、経営規模維持のため申請となり

		ました。
		2番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△△ 地目は台帳畠、現況は田、面積は1, 936 m ² 、居住地から330 mです。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積3, 699 m ² 、うち自作が1, 763 m ² 。借受地は1, 936 m ² です。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は1名、機械につきましてはトラクター、田植機各1台を所有しております。作付けは水稻、野菜です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は69歳の専業農家です。父の代より管理していた農地を買い受けて、経営規模を維持するため申請となりました。
	議長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	小暮 辰雄委員	1番 問題ありません。
	清水 福次委員	2番 問題ありません。
	議長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂委員	32ページの航空写真を見てください。名称が〇〇〇〇(株)と載っていますが、これについては、●●●●(株)が許可を得て作ったと思っていたのですが、会社名が違うのはどういうことですか。教えてください。
	事務局	売買の経緯は、はっきりわからないですが、こちらは〇〇〇〇(株)と認識していたため、記載させていただきました。
	坂本 茂委員	過去の農業委員会で、この案件が問題になって、本当にこの工場ができるのかどうなのか、資金は大丈

日程第3 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について	事務局長	夫なのかななど、問題になって、融資証明書が出たので資金契約ができたのですが、その時の契約が●●● ●株と聞いていました。
		正確にはこの後、確認させていただきたいと思ういますが、別法人で代表者は同じ方だったような気がします。
	議長	ほかに質疑はございませんか。質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議長	～挙手全員～ 挙手全員ですので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
		日程第3 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局	農地法第4条の説明をさせていただきます。 申請人は上里町○○○○△△△△ ○○○○氏です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△外1筆、面積は2筆合わせて2, 037m ² です。地目は登記簿、現況ともに畠、転用目的は宅地分譲です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。申請者は高齢なため耕作できず、近隣の方に耕作を委託していましたが、1年前から断られてしまい、現在休耕中となっています。今

日程第4 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について	事務局	後発生する相続を見越し、宅地分譲を行い、財産整理を進めるため申請するものです。なお1筆は道路として寄付するため、道路整備課と協議を行っております。また、該当地は埋蔵文化財の調査が必要な土地となりますので、工事前に、位置指定道路箇所の発掘調査を行います。
		議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、1番の案件につきまして、担当地区の委員および現場確認の報告をお願いいたします。
		山下 登委員 1番について 問題ありません。
		議長 ありがとうございました。質疑のある方は順次御発言をお願いします。
		議長 質疑がないようすで採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請のとおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。
		～挙手全員～ 挙手全員ですので申請のとおり、許可相当とすることに決定いたします。
		議長 日程第4 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、5番6番が申請者により取り下げとなつたため、1番から4番を提案いたします。事務局による説明を求めます。

議長	<p>有権移転、転用目的は露天駐車場です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は隣地で造園業を営んでいます。新規車両の購入を検討していますが、自宅敷地内はすでに自家用車と作業用車両を駐車しており、手狭となっていることから、新たに駐車スペースを確保するための申請となります。</p> <p>2番ですが、譲受人 深谷市〇〇〇△△△△〇〇〇 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△番地〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△、面積は337m²です。地目は田、権利内容は永続の使用貸借権設定です。転用目的は自己用住宅です。形態は新設、農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在深谷市の賃貸に居住しており、自己用住宅の建築を考えています。申請地は妻の祖母の所有となっており、区画整理も行われ、商業施設も近く、生活する上で便利なため、この土地に建築したく申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇株、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 (株)〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△外3筆です。面積は4筆合わせて955m²。権利内容は売買による所有権移転、転用目的は宅地分譲です。形態は新設、農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。申請地は平成2年に社員寮として農地転用許可済みですが、その後社員寮の建築が不要となり、転用目的を完了できませんでした。今回、譲受人が承継者として土地を購入し、宅地分譲を行うため申請となりました。</p> <p>4番ですが、譲受人 さいたま市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇株、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇外2筆 面積は合計で7,290m²です。地目は1筆が畠、2筆が田、権利内容は1年間の賃借権設定、転用目的は砂利採取及び表土置場、形態は新設です。申請地は、1筆は農業振興地域内の第1種農地、2筆は農振農用地です。砂利採取地及び表土置場として使用するため申請となりました。</p> <p>ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、1番の案件から順番に担当地区の委員より現場確認の報告をお願いいたします。</p>
----	---

	尾崎 保幸委員	1番について 問題ありません。
	山下 登委員	2番について 問題ありません。
	石倉 和宏委員	3番について 問題ありません。
	菊地 宏利委員	4番について 出入りについては、北側に町道があるので、そこから搬出すると聞いています。土地改良の臨時総代会では理事長の方から意見書が出ていますが、異論がなかったらしいので、許可相当で問題ないと思います。
	事務局	出入りについては、北側が表土置場だったので南側の道路からの出入りと理解しておりました。改めて確認させていただきます。
	議長	質疑のある方は順次御発言をお願いします。
	議長	質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。
	議長	挙手全員ですので申請のとおり、許可相当とすることに決定いたします。
	議長	日程第5 議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてですが、1番

日程第5 議案第23号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	事務局	<p>及び2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、こちらは先程説明させていただいた農地法第5条の5-3と一体利用する土地となります。当初事業計画者 上里町〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇 株〇〇〇〇氏、承継者は 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇株です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△外3筆 面積は合計で955m²です。地目は畠及び田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は宅地分譲です。形態は新設、農業振興地域内の第3種農地です。宅地に接続しています。該当地は平成2年に社員寮として農地転用済ですが、その後、社員寮の建設が不要となり、転用目的を完了できませんでした。今回、譲受人が承継者として土地を購入し、宅地分譲を行います。なお、今回の計画に含まれていない北側部分については、すでに農地転用により一般住宅が建っています。</p> <p>2番ですが、申請者は上里町〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。平成30年に専用住宅として農地転用許可済みですが、2階建てを設計中に、居住予定者の1人が椎間板ヘルニアを発症したため、平屋建てに計画が変更となりましたが、その際に計画変更がなされていなかったため、今回申請するものです。</p> <p>議長 ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>議長 質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>議長 ご異議なしと認め、申請どおり許可相当とすることに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手全員～</p>
---	-----	--

	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。以上で、本日用意いたしました全ての議案の審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願ひします。
[その他]	事 務 局	<p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none">・次回の定例会について 8月25日（月） 午後1時30分 役場4階協議会室・定例総会の際の発言について・農地パトロールの職員同行について・・・目的、実行方法を説明・埼玉県農林公社による農地中間管理事業説明会について・・・定例総会閉会後実施
[閉 会]	会 長 代 理	<p>日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p> <p>閉会後、埼玉県農林公社職員による「農地中間管理事業について」説明会実施。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年7月25日

議長

印

(森島 了 委員)

署名人

印

(菊地 宏利 委員)

署名人

印